

◎新潟県告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市石打字飯土沢593の224（次の図に示す部分に限る。）、578の1、579の1、579の5、580の1、582、583、583の子、584の3、593の2、593の3、593の5から593の7まで、593の10、593の11、593の14から593の18まで、593の24から593の30まで、593の32から593の34まで、593の225、593の264、593の265、593の275、593の280、595の1、597の1、602の子、字白上594の1、603から610まで、614、615、616の1、616の2、617から626まで、626の子、627、627の子、628から630まで、631の1、631の2、字松沢川原637の子

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）